

# 介護保険住宅改修のご利用にあたって

## ○介護保険の住宅改修とは

介護保険で要支援1～要介護5の認定を受け、在宅で生活される被保険者が、手すりの取り付けなど厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を行ったときは、市町村が利用者の心身の状況や住宅の状況等から必要と認めた場合に限り、その改修費用を支給します。

支給限度基準額は20万円で、負担割合証の割合に応じて1割～3割の自己負担額があります。

## ○支給対象となる工事種目

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他①～⑤までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

## ご注意ください！！

・住宅改修費の支給は、介護保険被保険者証に記載された**利用者本人の住所地（住民基本台帳上の住所地）で行われたもの**が対象となります。

・住宅改修は、**必ず事前申請が必要**です。工事着工前に市役所に申請をして、**承認を受けてから工事をしてください**。事前申請をせずに着工した場合は支給対象となりません。

・保険給付対象となる種目であっても、利用者の心身の状況や住宅の状況からみて、自立支援に必要な改修であると認められない場合は支給されません。

・事前承認後、**申請内容と改修内容に変更が生じた場合は、金額の多少にかかわらず、必ず着工前にケアマネージャーもしくは市役所までご連絡ください**。連絡なく工事を変更すると、保険給付されない場合があります。

・入院中に住宅改修を行うことは可能ですが、退院されずに入院が続いた場合や、自宅へ戻ることなく施設等へ入所された場合は、住宅改修費は支給されません。

## ○住宅改修の流れ

### ①相談

担当のケアマネージャーに相談し、施工業者（特に指定はありません）、改修内容を決定してください。

改修内容は、利用者本人の心身の状況や日常生活の動線について考え、ケアマネージャー等と十分に話し合ってください。

### ②提出

住宅改修の事前申請として、住宅改修承認申請書を市の担当窓口へ提出してください。

### ③審査

提出された書類等をもとに、保険給付として適当な改修かどうかを審査します。

### ④承認

審査により適当な改修と認められると、市から事前審査の承認のお知らせを送付します。

### ⑤発注

承認のお知らせが届いたら、施工業者へ正式に工事の発注を行ってください。

### ⑥施工

工事着工→工事終了

### ⑦確認

工事が終了したら、ケアマネージャーが改修箇所の確認を行います。

### ⑧支払い

施工業者へ工事費用の支払いを行ってください。

### ⑨提出

住宅改修費の支給申請として、領収書（原本）と必要書類を市の担当窓口へ提出してください。

### ⑩書類審査

#### 現地確認

住宅改修が承認された内容どおりになされているか、利用者の心身の状況や住宅の状況等から必要であったかを確認するために、市の職員が現地調査にお伺いします。

### ⑪支給決定

支給決定のお知らせを送付します。

改修費用（20万円まで）の7～9割相当分を指定された口座へお振り込みします。

## ○お問い合わせ

ご不明な点がございましたら、お尋ねください。

八女市役所 介護長寿課 指定指導係 電話 0943-23-2545